

I. 管路施設清掃工仕様書

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、たつの市（以下、当市という。）が管理する管路施設内の清掃工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- 1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
- 2) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
- 3) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
- 4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
- 5) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規
- 6) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
- 7) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
- 8) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
- 9) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
- 10) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
- 11) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
- 12) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規

- 13) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
 - 14) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
 - 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
 - 16) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
 - 17) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
 - 18) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
 - 19) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
 - 20) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
- ① 着手届
 - ② 現場代理人及び主任技術者届
 - ③ 工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡届
 - ⑥ 清掃作業計画書
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
- (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中、作業日報を監督員に提出すること。
- (4) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届
 - ② 出来高調書
 - ③ 作業記録写真 (第 1 章「11. 作業記録写真」による。)
 - ④ 完了図書 1 式
 - ⑤ 請求書 (※検査合格後)
- (5) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに清掃の技術及び経験に有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任技術者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、工事施工計画及び工事下請負人等通知書により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。

この場合は、請負者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 隣接土地所有者等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、隣接土地所有者等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、隣接土地所有者等からの要望、もしくは隣接土地所有者等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、隣接土地所有者等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 下請負人等が前項の行為を行なった時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を

受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。

- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日・休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

11. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 作業前写真については、汚泥等の堆積状況（堆積高）が把握できるよう撮影すること。
- (3) 吸引車による作業を行う際は、各箇所での汚泥量を確認できるよう写真を撮影すること。
- (4) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (5) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (6) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (7) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
- (8) 撮影頻度
- ① 伏越し箇所：全箇所撮影すること。
 - ② その他：1 スパンに1 箇所の割合で撮影すること。
 - ③ 堆積量：各マンホール毎に堆積量がわかる写真を撮影すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内清掃工と明示した標識を設けるとともに、夜間には

十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署の報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清 掃 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
- ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

機械による清掃作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

第4章 その他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検 査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、監督員と協議の上、検査のために必要な書類（日報、写真、完了図書等）及びその他指示する資料を提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設の破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受け処理すること。
- (4) 汚泥等の搬出を要する場合、事前に監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業時の実施に伴い、換気、照明の対策や、酸欠空気・有害ガス等の吸入防護対策が必要である場合は、監督員と協議の上、変更設計の対象とする。